1:10,000

古賀市都市計画総括図（福岡広域都市計画）

令和五年一月

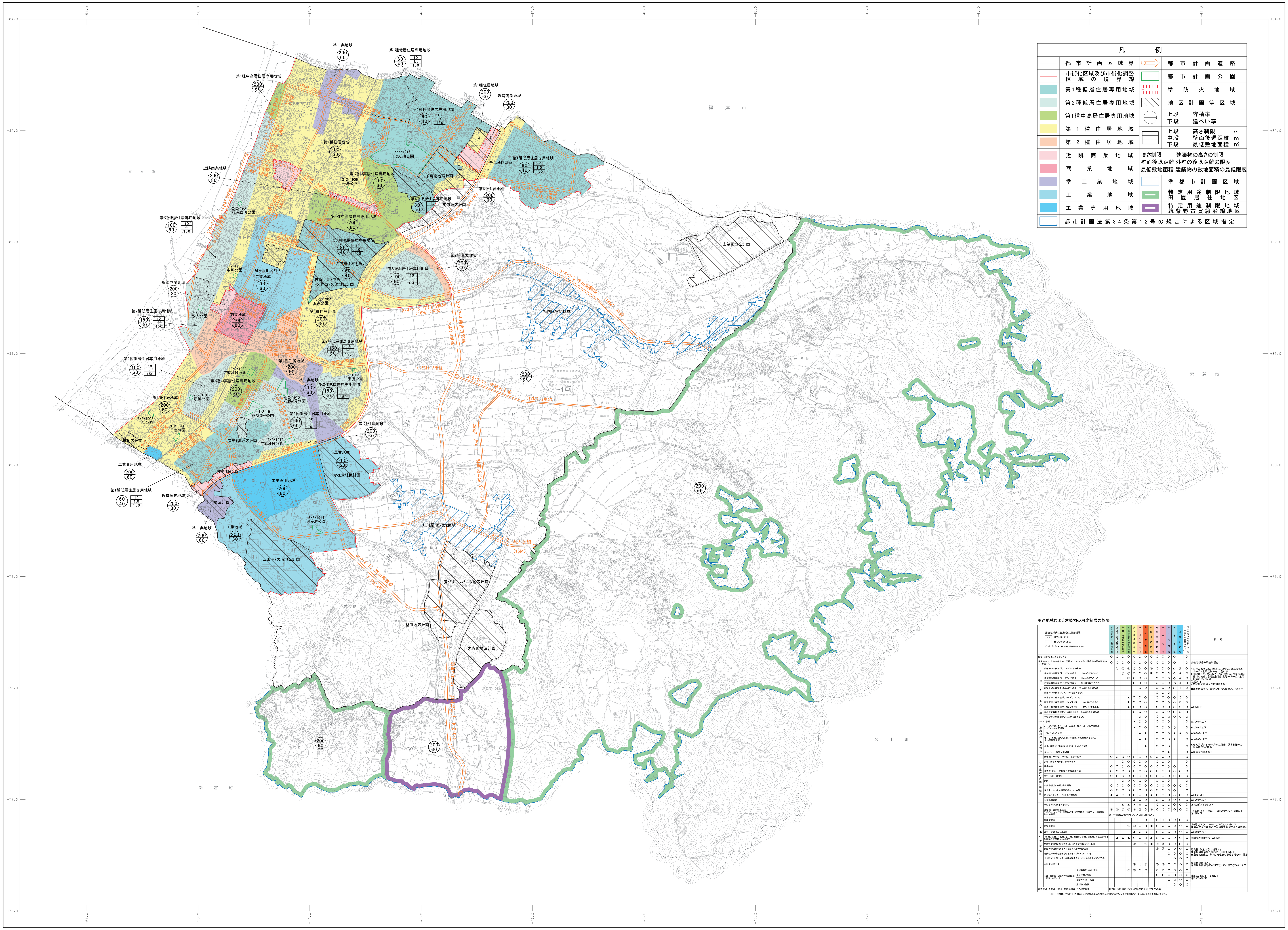

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
□ 建てられない用途
①、②、③、④、▲、■ 面積、階数等の制限あり

区分	用途	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域（市街化調整区域除く）	備考
	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗及び飲食店を除く ■農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,0000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの									○	○	○				
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの						○	○		○	○	○	○	○	○	
	ホテル、旅館					▲	○	○		○	○	○			○	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○	○		○	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○	▲	▲	○	▲10,000㎡以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等						▲	▲		○	○	○	▲		○	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							▲		○	○	○			○	▲客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等										○	▲			○	▲個室付浴場を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○			○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○			○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独倉庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下2階以下
	建築物付属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ床面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
		※ 一団地の敷地内について別に制限あり														
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫				①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500㎡以下②3,000㎡以下 ■農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積①50㎡以下②150㎡以下 ■農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	○	
	自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の面積①50㎡以下②150㎡以下③300㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量がやや多い施設											○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が多い施設												○	○	○	
	卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要														

（注） 本表は、平成31年4月1日現在の建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について記載したものではありません。

1:10,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m

古賀市

アジア航測株式会社

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである （承認番号） 平２１ 九公第７０号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである （承認番号） 令１ 九公第１７８号」